

# 補助対象事業のイメージ

地域団体が、協働のネットワークを広げることなどにより、  
地域社会の共同利益の実現を図る取組を支援します。

## 一般枠

- 他の団体とネットワークを図り、地域の身近な課題解決に取り組む活動
- 地域の団体が連携して、子ども達の健全育成や安心して暮らせる環境づくりをめざす活動
- 淡路地域の豊かな自然・地域資源を活かした地域づくりに取り組む活動
- 地域独自の伝承遊びや伝統文化を世代間交流を図りながら、次世代へ伝える活動
- 子どもから障がい者、高齢者まで、すべての人が暮らしやすいまちを目指す活動

### 《具体例》

- ・自治会、老人クラブ等が連携してあいさつ運動や登下校の子どもの見守り運動、地域の安全研修会を開催する。
- ・伝承遊び等伝統文化を高齢者が子ども達に伝えるため、世代間交流を図る場を設け、研修会の開催やDVD・印刷物を作成し、広く普及啓発する。
- ・荒廃しつつある土地を親子体験学習等を通じて、ビオトープなどでよみがえらせ、地域の環境に対する意識を高める。
- ・子どもから高齢者まで世代をこえて地域住民が定期的に清掃を行い、ゴミを捨てない運動を広く啓発する。
- ・空き家・空き店舗を文化拠点として活用し、伝統芸能やアートを通じて地元地域はもとより他地域との交流を図る。

## 万博枠

- 淡路地域の特徴・資源を活かした活動プログラム
- 島内外から多様な人々が集う交流イベント

### 《具体例》

- ・都市部在住者や訪日外国人観光客等を対象とした淡路島ならではの農業・漁業・伝統文化の体験イベントを開催する。
- ・フィールドパビリオンと連携し、淡路地域を周遊・滞在するプログラムを創出する。



# 対象経費の取扱いについて

## 1 対象経費

謝金 (プロフィール添付)	講演会等(技術指導を含む)に係る講師謝金、出演団体への謝礼は1人1回あたり3万円を上限とし、複数回行う場合は合計10万円までを補助対象とします。ただし、団体構成員、協働の相手方への謝金は補助対象経費として認められません。
旅費	講演会等に係る講師旅費、出演団体への旅費は、実際に要した金額の範囲内でのみ補助対象(実費弁償)とします。島内の講師の場合は2,000円を上限とします。 (実績報告時には旅費の積算内訳を示していただく必要があります)
消耗品費	紙、プリンタインク、文具、写真代等の消耗品を指します。
会場使用料	講演会等を開催する際の会場使用料を指します。(屋内のみ)
郵券代	切手代その他の郵送料を指します。ただし、電話料金は補助対象経費として認められません。
印刷製本費	冊子の作成に係る印刷費、チラシのコピー代等を指します。ただし、デザイン・レイアウトの企画を含めた外部発注は補助対象経費として認められません。(外注の場合は見積書の添付が必要です)
書籍購入費	事業実施に不可欠な知識の習得等に係る書籍の購入費を指します。ただし、多数の参加者等への配布を目的とした書籍等の購入費は補助対象経費として認められません。
保険料	イベント保険、ボランティア保険料等を指します。
委託費	会場設営、ビデオ作成、ホームページ作成・管理等に係る経費を指します。ただし、いわゆる丸投げとなるものは認められません。
借上費	補助対象事業実施のために機器等を借り上げる費用を指します。ただし、常時借り上げる事務機器のリース料等は含みません。また、団体の構成員等から機器、会場等を借り上げる場合も補助対象外となります。
広告費	補助対象事業に関するチラシの新聞折込費、新聞・雑誌やインターネット等の広告スペースの購入費を指し、補助金額のうち1割までを補助対象としますが、補助対象事業とは無関係の内容を一部でも含む広告については補助対象外となります。(実績報告の際には成果物の提出が必要です)
その他活動資材費	その他本事業の実施に必要な資材の購入費。

※ 対象経費であっても事業内容に照らして相応しくないものは、認められない場合があります。また、実績報告時には、全て適切な(日付、団体名、内訳記載等)領収書(写)の添付が必要です。

## 2 対象外経費

日常的な活動経費	本事業の実施の有無に関わらず必要な経費(交通費等)を指します。
スタッフの人件費・旅費	事業実施団体内部のスタッフの人件費・旅費を指します。
食糧費	弁当代、お茶・ジュース代、酒代等を指します。
修繕費	施設・備品の修繕等に係る経費を指します。
記念品代	参加賞、記念品等の購入費を指します。
資料代	研修を実施する場合に参加者に配布する市販テキスト代等を指します。
備品購入費	概ね5万円以上で耐用年数が1年以上の備品等を指します。
ポイント利用分	ポイント制度・電子マネーにより物品等を購入した場合のポイント利用分